

2 答申第 5 号
令和 2 年 1 1 月 4 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 吉 岡 マ サ ヨ

答 申 書

令和 2 年 1 0 月 7 日付け 2 健保第 3 7 5 5 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

健康保険課が保有する国民健康保険被保険者の加入状況及び高額療養費自己負担額区分に関する情報並びに市民課が保有する住民基本台帳に係る情報を地域保健課が目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第 9 条第 3 項第 4 号）並びに目的外利用に係る本人通知の省略の適否（同条第 4 項）について

【健康福祉部健康保険課】

【市民文化部市民課】

2 審議会の意見

健康保険課が保有する国民健康保険被保険者の加入状況及び高額療養費自己負担額区分に関する情報並びに市民課が保有する住民基本台帳に係る情報を地域保健課が目的外利用することについては、公益上の必要性がある。また、当該目的外利用に係る本人通知を省略することは適当である。

3 承認日

令和 2 年 1 0 月 2 3 日